

第57回 定時株主総会 招集ご通知

🕒 開催日時

2022年6月24日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

📍 開催場所

大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階「SYUN ー旬ー」

（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

📄 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

📑 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	27
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告	53

【新型コロナウイルス感染症への対応について】

新型コロナウイルスの感染が懸念される状況が続いております。開催日時点の流行状況やご自身の健康状態によっては、ご来場の自粛をご検討いただきますようお願い申し上げます。

【お土産・遊技機展示に関するお知らせ】

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意および会場内の遊技機展示・飲料提供はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

株主各位

証券コード：6257

2022年6月3日

大阪市中央区内本町一丁目1番4号

株式会社 藤商事

代表取締役社長 今山武成

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（5ページ～26ページ）をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内（3ページ～4ページ）」に従いまして、2022年6月23日（木曜日）午後5時50分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2022年6月24日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）																		
2. 場 所	大阪市中央区本町橋2番31号 シティプラザ大阪 2階 「SYUN -旬-」 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）																		
3. 目的事項	<table border="1"><tr><td>報告事項</td><td>1. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td></td><td>2. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>第1号議案 剰余金の処分の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案 定款一部変更の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件</td></tr><tr><td></td><td>第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件		2. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件	決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件		第2号議案 定款一部変更の件		第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件		第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件		第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件		第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件		第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
報告事項	1. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件																		
	2. 第57期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件																		
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件																		
	第2号議案 定款一部変更の件																		
	第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件																		
	第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件																		
	第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件																		
	第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件																		
	第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件																		

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 当社では、定款の定めにより、代理人による議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
3. 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujimarukun.co.jp>) に掲載させていただきます。
4. 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.fujimarukun.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知提供書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月24日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）




書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時50分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月23日（木曜日）
午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第3号・第4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

上記の議案以外

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

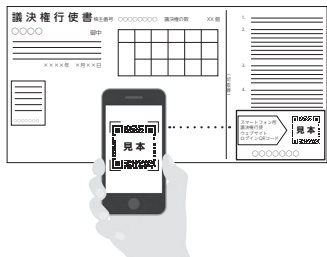
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

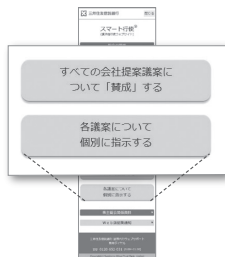
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

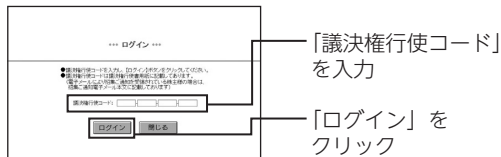
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

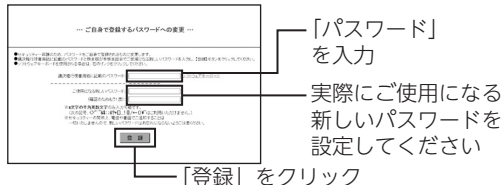
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第57期の期末配当につきましては、継続した配当の基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金25円とさせていただきたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は559,886,375円となります。

これにより、中間配当金を含めました当事業年度の年間配当金は、1株につき50円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月27日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、さらなる監視体制の強化を通じて一層のコーポレート・ガバナンスの充実に資するため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定等の変更および新設をするものであります。
 - ② 監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり定款を変更するものであります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第1項を新設するものであります。
 - ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(株主総会参考書類等の電子提供措置)第2項を新設するものであります。
 - ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設および削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことができるよう、変更案第31条(剰余金の配当等の決定機関)の新設等所要の変更を行うものであります。
- (4) 上記のほか、条数等の変更および体裁等の軽微な変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時を持って効力を生じるものとします。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機 関)	(機 関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会	(1) 取締役会
(2) <u>監査役</u>	(2) <u>監査等委員会</u>
(3) <u>監査役会</u>	(削除)
(4) <u>会計監査人</u>	(3) <u>会計監査人</u>
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 8 条 (条文省略)	第 6 条～第 8 条 (現行どおり)
(自己の株式の取得)	(削除)
第 9 条 当社は、 <u>会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u>	
第 10 条～第 11 条 (条文省略)	第 9 条～第 10 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 1 2 条～第 1 4 条 (条文省略)	第 1 1 条～第 1 3 条 (現行どおり)
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)	(削除)
<p>第 1 5 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	
(新設)	(株主総会参考書類等の電子提供措置)
	<p>第 1 4 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2. 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p>
第 1 6 条～第 1 7 条 (条文省略)	第 1 5 条～第 1 6 条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の員数)	(取締役の員数)
第 1 8 条 当社の取締役は、1 0 名以内とする。	第 1 7 条 当社の取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> は、1 0 名以内とする。
(新設)	2. 当社の <u>監査等委員である取締役は、4 名以内とする。</u>
(取締役の選任方法)	(取締役の選任方法)
第 1 9 条 当社の取締役は、株主総会において選任する。	第 1 8 条 当社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。	2. (現行どおり)
3. 取締役の選任については、累積投票によらない。	3. (現行どおり)
(取締役の任期)	(取締役の任期)
第 2 0 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第 1 9 条 取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く)</u> の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(新設)	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u>	(削除)
(新設)	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第21条 (条文省略)	第20条 (現行どおり)
(取締役会の招集および議長)	(取締役会の招集および議長)
第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除いて	第21条 (現行どおり)
は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取	
締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会にお	
いて定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集	
し、議長となる。	
2. 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対	2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日
し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要	前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、
がある場合は、この期間を短縮することができる。	この期間を短縮することができる。
(新設)	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
	第22条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定に
	より、その決議によって重要な業務執行(同条第5項
	各号に掲げる事項を除く)の決定の全部または一部を
	取締役委任することができる。
(取締役会の決議方法)	(取締役会の決議方法)
第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席し	第23条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役
た取締役の過半数をもってこれを行う。	の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって
	これを行う。
2. 当会社は、会社法第370条の要件を充たした場合	2. (現行どおり)
は、取締役会の決議があったものとみなす。	
第24条～第25条 (条文省略)	第24条～第25条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 監査役および監査役会	(削除)
<u>(監査役の員数)</u>	(削除)
第 2 6 条 当会社の監査役は、4 名以内とする。	
<u>(監査役の選任方法)</u>	(削除)
第 2 7 条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。	
2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</u>	
<u>(監査役の任期)</u>	(削除)
第 2 8 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	
2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</u>	
<u>(常勤の監査役)</u>	(削除)
第 2 9 条 監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。	
<u>(監査役会の招集)</u>	(削除)
第 3 0 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。	

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	(削除)
<p>(監査役会規定)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査役会で定める監査役会規定による。</p>	(削除)
<p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任に関し、法令の定める最低責任限度額を限度とする契約を締結することができる。</p>	(削除)
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第26条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会の招集)</p> <p>第27条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第28条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。</p>
(新設)	<p>(監査等委員会規定)</p> <p>第29条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定める事項のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規定による。</p>
<p>第6章 計算</p> <p>第34条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計算</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 株主総会の決議によって、毎年3月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(削除)</p>
(新設)	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第31条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(除斥期間等)</p> <p>第36条 期末配当金および中間配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. 期末配当金および中間配当金には利息をつけない。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第32条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>3. 前2項のほか、当会社は基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>(除斥期間等)</p> <p>第33条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</p> <p>2. (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>附則</p> <p>第1条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第14条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに定める施行日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 施行日から次の定めを有するものとする。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>3. 本附則は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</p>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（8名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位、担当	
1	まつもとくに お 松元邦夫	代表取締役会長	再任
2	まつもとまさ お 松元正夫	代表取締役副会長	再任
3	いまやまたけ なり 今山武成	代表取締役社長	再任
4	よねだかつ み 米田勝己	取締役 専務執行役員 知的財産部、情報システム部、 製造本部担当	再任
5	まつしたとも と 松下智人	取締役 専務執行役員 経営管理本部、開発本部担当	再任
6	とうなかのぶ ひで 當仲信秀	取締役	再任
7	つばもと こういちろう 坪本浩一郎	取締役	再任 社外 独立

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
1	まつもと くに お 松元邦夫 (1952年12月6日生) 再任	1975年3月 当社入社専務取締役 1993年12月 当社専務取締役辞任 1997年5月 当社専務取締役 2000年3月 当社代表取締役社長 2016年4月 当社代表取締役会長（現任）	5,656,000株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり経営トップとしてのリーダーシップと決断力で、当社を持続的に成長させてまいりました。これまでの実績から、今後も当社の企業価値向上に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。			
2	まつもと まさ お 松元正夫 (1958年2月1日生) 再任	1976年4月 当社入社 1980年6月 当社常務取締役 1993年12月 当社常務取締役辞任 1997年5月 当社常務取締役 2004年6月 当社専務取締役 2005年6月 当社取締役副社長 2012年4月 当社代表取締役副社長 2016年4月 当社代表取締役副会長（現任）	5,562,600株
(取締役候補者とした理由) 長年にわたり当社の経営をリードし、豊富な経営経験と幅広い人脈を活かし、当社の発展に寄与してまいりました。今後も広い視野からの経営全般を牽引することを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。			
3	いま やま たけ なり 今山武成 (1966年2月17日生) 再任	1989年3月 当社入社 2004年4月 当社東京支店長 2007年7月 当社営業本部部長 2009年6月 当社執行役員営業本部副本部長 2010年6月 当社執行役員営業本部長 2013年4月 当社執行役員開発本部長 2016年4月 当社執行役員営業本部長 2016年6月 当社取締役営業本部長 (株)JFJ代表取締役社長 2018年6月 当社取締役専務執行役員 2021年5月 当社代表取締役専務執行役員 2022年4月 当社代表取締役社長（現任）	4,800株
(取締役候補者とした理由) 営業部門および開発部門の要職を歴任し、業績の拡大に貢献してまいりました。両部門で培った豊富な業務経験を活かし、強力なリーダーシップで今後も当社を成長に導くことを期待し、引き続き取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
4	よね だ かつ み 米 田 勝 己 (1958年10月27日生) 再任	1985年1月 当社入社 2003年7月 当社営業本部営業企画室長 2005年7月 当社営業本部営業管理部長 2006年6月 当社執行役員営業本部副本部長 2009年6月 当社執行役員企画本部長 2010年6月 当社取締役開発本部長 2013年4月 当社取締役知的財産部担当 2019年8月 (株)ミラクル代表取締役社長（現任） 2022年4月 当社取締役専務執行役員 知的財産部、情報システム部、製造本部担当（現任）	3,300株
(取締役候補者とした理由) 営業部門、開発部門および知的財産部門など当社のさまざまな部門に精通するなど幅広い見識を有しております。豊富な業務経験と経営全般に関する知見を当社の経営に活かすことを期待し、引き続き取締役候補者となりました。			
5	まつ した とも と 松 下 智 人 (1971年2月5日生) 再任	1989年4月 当社入社 2007年7月 当社管理本部総務部長 2009年7月 当社執行役員開発本部副本部長 2016年4月 当社執行役員開発本部長 2018年6月 当社取締役開発本部長 2019年8月 (株)オレンジ代表取締役社長（現任） 2021年5月 (株)J F J 代表取締役社長（現任） 2022年4月 当社取締役専務執行役員 経営管理本部、開発本部担当（現任）	10,700株
(取締役候補者とした理由) 管理部門および開発部門の要職を歴任した後、2016年4月より開発本部長として当社のパチンコ・パチスロ遊技機の開発を牽引してまいりました。その豊富な知見と幅広い見識を当社の経営に活かすことを期待し、引き続き取締役候補者となりました。			
6	とう なか のぶ ひで 當 仲 信 秀 (1961年8月23日生) 再任	1996年4月 当社入社 2006年7月 当社経営企画室長 2009年6月 当社執行役員管理本部副本部長 2010年6月 当社執行役員管理本部長 2016年6月 当社取締役管理本部長 2022年4月 当社取締役（現任）	7,400株
(取締役候補者とした理由) 経営企画部門および管理部門の要職を歴任した後、2010年6月より管理本部長として当社の企業価値向上に貢献してまいりました。これまでの豊富な業務経験により、当社の持続的な企業価値の向上に寄与することを期待し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式の数
7	つぽもと 浩一郎 坪本 浩一郎 (1947年5月24日生) 再任 社外 独立	1973年10月 プライスウォーターハウス会計事務所入所 1976年11月 公認会計士登録 1982年8月 坪本公認会計士事務所開設（現任） 2004年6月 当社取締役（現任）	2,000株
(社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただけることを期待し、引き続き社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 坪本浩一郎氏は、社外取締役候補者であります。
3. 坪本浩一郎氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって18年であります。
4. 当社は、坪本浩一郎氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知36頁に記載のとおりであります。取締役候補者の選任が原案どおり承認可決され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、坪本浩一郎氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、同氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	
1	いち かわ まさ かず 市 川 雅 和	執行役員	新任
2	かわ しま いく や 川 島 育 也	監査役	新任 社外 独立
3	みず しま のぶ かず 水 嶋 延 和	監査役	新任 社外 独立

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	いちかわまさかず 市川雅和 (1961年12月25日生) 新任	1997年4月 当社入社 2003年7月 当社開発本部開発部長 2004年6月 当社執行役員開発製造本部副本部長 2016年4月 当社常務執行役員製造本部長 2022年4月 当社執行役員社長付 (現任)	8,500株
(監査等委員である取締役候補者とした理由) 製造部門および開発部門の要職を歴任した後、2016年4月より執行役員製造本部長として当社の製造部門を牽引してまいりました。その豊富な知見と幅広い見識を当社の経営に活かすことを期待し、監査等委員である取締役候補者となりました。			
2	かわしまいくや 川島育也 (1947年5月22日生) 新任 社外 独立	1979年11月 陽光監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 入所 1981年4月 公認会計士登録 1984年6月 税理士登録 川島税理士事務所 (現税理士法人川島総合事務所) 開設 (現任) 1990年7月 陽光監査法人 (現EY新日本有限責任監査法人) 代表社員 2004年11月 ブレイクスルー・サポート(株)設立代表取締役 (現任) 2009年7月 公認会計士川島育也事務所開設 (現任) 2011年12月 (株)あきんどスシロー監査役 2012年6月 当社監査役 (現任) 2015年12月 (株)スシローグローバルホールディングス取締役 (監査等委員)	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 公認会計士としての専門的知識と豊富な経験を有しており、独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	みず しま のぶ かず 水 嶋 延 和 (1957年2月13日生) 新任 社外 独立	1979年4月 (株)第一勧業銀行 (現(株)みずほ銀行) 入行 2005年7月 (株)みずほ銀行住吉支店長 2008年4月 みずほ不動産調査サービス(株)執行役員大阪支店長 2013年6月 当社監査役 (現任)	一株
(監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割) 金融機関出身者としての専門知識と幅広い見識を有しており、その経験から独立した立場から当社経営への助言や適切な監督を行っていただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川島育也氏および水嶋延和氏は社外取締役候補者であります。
3. 川島育也氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって10年であります。また、水嶋延和氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって9年であります。
4. 当社は、川島育也氏および水嶋延和氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。両氏の選任が原案どおり承認可決された場合、両氏との間で当該契約を締結する予定であります。また、市川雅和の選任が原案どおり承認可決された場合は、同氏との間で同内容の契約を締結する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知36頁に記載のとおりであります。監査等委員である取締役候補者の選任が原案どおり承認可決され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、川島育也氏および水嶋延和氏を東京証券取引所が定める独立役員として届け出ており、両氏の選任が原案どおり承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

ご参考

取締役候補者に求める専門性と経験(スキルマトリクス)

	氏名	性別	当社における地位・ 役職および担当	企業経営 経営戦略	財務・会計	製造・開発	営業・ プロモーション	法務・リスク管理 コンプライアンス
取締役	松元 邦夫	男性	代表取締役 会長	●		●		
	松元 正夫	男性	代表取締役 副会長	●			●	
	今山 武成	男性	代表取締役 社長	●		●	●	
	米田 勝己	男性	取締役 専務執行役員 知的財産部、情報システム 部、製造本部担当	●		●	●	●
	松下 智人	男性	取締役 専務執行役員 経営管理本部、 開発本部担当	●	●	●		●
	當仲 信秀	男性	取締役	●	●			●
	社外 独立	坪本 浩一郎	男性	取締役	●	●		
監査等委員	市川 雅和	男性	執行役員	●		●		
	社外 独立	川島 育也	男性	監査役	●	●		
	社外 独立	水嶋 延和	男性	監査役	●	●		

※上記一覧表は、各人の有するすべての知見や経験を表すものではありません。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
浦野正幸 (1953年12月1日生)	1979年 4月 検事任官 (大阪地方検察庁) 1980年 3月 徳島地方検察庁検事 1983年 3月 大阪法務局訟務部付検事 1985年 3月 法務省訟務局付検事 1988年 3月 東京地方検察庁検事 1990年 4月 山形地方検察庁検事 1991年 5月 弁護士登録 堀弁護士事務所 (現浦野・帆足法律事務所) 入所 1999年 1月 同所 共同経営 (現任)	一株

(補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割)

過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけることを期待し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 浦野正幸氏は当社と顧問契約を締結しております。
 2. 浦野正幸氏は補欠の社外取締役候補者であります。
 3. 浦野正幸氏が社外取締役に就任した場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額とします。
 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、本招集ご通知36頁に記載のとおりであります。補欠の監査等委員である取締役候補者の選任が原案どおり承認可決され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 5. 浦野正幸氏が社外取締役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2018年6月27日開催の第53回定時株主総会において、年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額800百万円以内とすること、および各取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社における第57期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、本招集ご通知36頁に記載のとおりであります。本議案をご承認いただいた場合には、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更を予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員員数および今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

また、当該報酬額には、従来に引き続き使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は8名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役1名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

本議案の内容は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数および今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以 上

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況のもと、経済活動が徐々に緩和されるなかで企業収益は総じて改善したものの、個人消費などでは持ち直しに足踏みがみられるなど、一部は弱含みで推移いたしました。

パチンコホール業界におきましては、のめり込み防止を目的とした施策や依存症対策の一環として過度の射幸性を抑えた遊技機の導入に加えて、店内の換気や消毒・清掃の徹底など新型コロナウイルス感染防止対策を講じており、さまざまな取り組みを通じてファンの皆様がパチンコ・パチスロをより安心・安全に楽しめる環境づくりを推進しております。

また、遊技機業界におきましては、旧規則機の撤去期限に向けた新規則機への入替が最終段階を迎え、パチンコ遊技機では新台入替が活発化したものの、パチスロ遊技機におきましてはパチンコホール様での稼働が依然として低迷していることなどから、パチンコ遊技機と比較して新台入替は低調に推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、安定した業績の確保と中長期的な成長の実現に向けて、徹底した市場ニーズの調査とお客様目線の追求による稼働力向上を最重点課題として、新機種の開発に取り組んでまいりました。

遊技機事業につきましては、パチンコ遊技機ではシリーズ第2弾として市場投入しました「Pとある科学の超電磁砲（ルールガン）」が前作に続き2万台を超えるヒットタイトルとなり、導入後の稼働状況も好調に推移したことから、当社グループの新たな主力シリーズとしての基盤を築きました。

一方でパチスロ遊技機では、旧規則機の撤去期限にあわせて定番ホラータイトルを市場投入いたしました。

売上高につきましては販売台数の増加にともない前連結会計年度を上回りましたが、利益面につきましては、部材供給不足の対応などによる一時的な部材価格高騰の影響を受け大幅に原価が上昇いたしました。

また、今後の業績動向を勘案し、繰延税金資産の回収可能性を慎重に検討した結果、当連結会計年度末において繰延税金資産を12億39百万円取り崩し、法人税等調整額に計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高296億6百万円（対前期比9.9%増）、営業損失6億98百万円（前期は営業利益3億83百万円）、経常損失5億99百万円（前期は経常利益4億86百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失17億83百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益1億22百万円）となりました。

製品別の状況は次のとおりであります。

（パチンコ遊技機）

上半期は、新規タイトルとして「P地獄少女 きくりのお祭りL I V E」（2021年4月発売）、「P真・暴れん坊将軍 双撃」（2021年7月発売）を市場投入したほか、前連結会計年度に発売したシリーズ機種などを継続販売いたしました。

また、下半期は新規タイトルとして「P地獄少女 華」（2021年10月発売）、「Pとある科学の超電磁砲（ルールガン）」（2021年12月発売）、「Pどないやねん」（2022年3月発売）、「Pアレジン プレミアム」（2022年3月発売）を市場投入したほか、その他のシリーズ機種などを継続販売いたしました。

以上の結果、販売台数は79千台（対前期比12.8%増）、売上高は285億97百万円（同6.2%増）となりました。

（パチスロ遊技機）

パチスロ遊技機につきましては、「Sリング 運命の秒刻」（2021年11月発売）を市場投入し、販売台数は3千台、売上高は10億9百万円となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、18億43百万円となりました。

その主なものは、新規金型取得14億38百万円（パチンコ遊技機：11億66百万円、パチスロ遊技機：2億71百万円）などです。

なお、これらの所要資金につきましては、自己資金で充当いたしました。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第54期 (2019年3月期)	第55期 (2020年3月期)	第56期 (2021年3月期)	第57期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高 (百万円)	27,971	25,172	26,927	29,606
経常利益または 経常損失 (△) (百万円)	1,499	△2,279	486	△599
親会社株主に帰属する 当期純利益または 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	796	△4,719	122	△1,783
1株当たり当期純利益 または1株当たり当期 純損失 (△) (円)	35.04	△210.74	5.49	△79.66
総 資 産 (百万円)	53,557	46,657	50,795	45,404
純 資 産 (百万円)	45,729	40,006	40,833	36,626
1株当たり純資産額 (円)	2,041.92	1,786.35	1,823.29	1,635.44

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社 J F J	10	100%	遊技機の開発、製造、販売
株式会社 ミラクル	10	100%	遊技機の開発、製造、販売
株式会社 オレンジ	10	100%	遊技機の開発、製造、販売

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、継続的な感染症対策のもと経済活動が徐々に正常化に向かうなか、各種政策の効果もあって景気は持ち直すことが見込まれますが、原材料価格の上昇や供給面での制約などによる下振れリスクについては注意が必要な状況にあります。

パチンコホール業界におきましては、コロナ禍での集客力向上を図るうえで高稼働機種を中心に営業を強化しており、今後も稼働力を備えた遊技機に対する根強い需要が見込まれます。

当社グループとしましては、新規タイトルや新ジャンルの創出とともに、今までの習慣や常識にとらわれない斬新なアイデアや新機能を積極的に採り入れた、お客様に支持される遊技機を安定的に供給することにより、販売台数の確保に努めてまいります。

また、生産面では製品の安定供給体制の強化をはじめ、生産部材のコスト上昇に対応したさらなる原価低減活動を推進し、収益力の強化を図ってまいります。

このような稼働力を備えた商品力の高い機種を継続的に市場投入することで、当社グループの遊技機の優位性を確立するとともに、地域特性や多様化するパチンコホール様の入替ニーズに対応した営業活動を推進することにより、販売台数の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、パチンコ遊技機、パチスロ遊技機の開発、製造、販売を主な事業としております。

(6) 企業集団の主要な事業所 (2022年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
株式会社藤商事	本社	大阪府大阪市中央区
	名古屋事業所 (名古屋工場および開発部)	愛知県一宮市
	東京開発事業所	東京都千代田区
	仙台支店	宮城県仙台市若林区
	埼玉支店	埼玉県さいたま市大宮区
	東京支店	東京都台東区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中川区
	大阪支店	大阪府大阪市浪速区
	広島支店	広島県広島市東区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	札幌営業所	北海道札幌市白石区
	青森営業所	青森県青森市
	高崎営業所	群馬県高崎市
	千葉営業所	千葉県千葉市中央区
	横浜営業所	神奈川県横浜市中区
	静岡営業所	静岡県静岡市駿河区
	金沢営業所	石川県金沢市
	神戸営業所	兵庫県神戸市中央区
高松営業所	香川県高松市	
熊本営業所	熊本県熊本市中央区	
鹿児島営業所	鹿児島県鹿児島市	
株式会社 J F J	本社	大阪府大阪市中央区
株式会社 ミラクル	本社	大阪府大阪市中央区
株式会社 オレンジ	本社	大阪府大阪市中央区

(7) 企業集団の使用人の状況 (2022年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
457 (76) 名	8名減	42.02歳	13.8年

(注) 使用人数は就業人員 (契約社員を含んでおります。) であり、臨時雇用者数は () 内に外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

(注) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と借入極度額100億円の貸出コミットメント契約を締結しております。

なお、当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

(9) 企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 80,000,000株

(2) 発行済株式の総数 24,395,500株 (自己株式2,000,045株を含む。)

(3) 株主数 9,974名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
松元邦夫	5,656,000株	25.25%
松元正夫	5,562,600株	24.83%
株式会社松元ホールディングス	2,900,000株	12.94%
松元香揚子	700,000株	3.12%
藤商事従業員持株会	324,200株	1.44%
サン電子株式会社	290,800株	1.29%
松元恵子	260,000株	1.16%
JPMorgan証券株式会社	182,016株	0.81%
上田信一	105,600株	0.47%
ティーツ・キャピタル株式会社	92,000株	0.41%

(注) 1. 当社は、自己株式を2,000,045株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

氏名	会社における地位	担当および重要な兼職の状況
松元邦夫	代表取締役会長	
松元正夫	代表取締役副会長	
井上孝司	代表取締役社長	
今山武成	代表取締役	
米田勝己	取締役	当社知的財産部担当、(株)ミラクル代表取締役社長
當仲信秀	取締役	当社管理本部長
松下智人	取締役	当社開発本部長、(株)JFJ代表取締役社長 (株)オレンジ代表取締役社長
坪本浩一郎	取締役	公認会計士
上垣内崇夫	常勤監査役	
川島育也	監査役	公認会計士・税理士
水嶋延和	監査役	

- (注) 1. 取締役 坪本浩一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 川島育也氏および監査役 水嶋延和氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 上垣内崇夫、監査役 川島育也氏および監査役 水嶋延和氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・監査役 上垣内崇夫は、長年当社の経理業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 川島育也氏は、公認会計士および税理士の資格を有しております。
 - ・監査役 水嶋延和氏は、金融機関出身であり、長年にわたり財務および会計に関する業務に携わっていた経験があります。
4. 当社は、取締役 坪本浩一郎氏、監査役 川島育也氏および監査役 水嶋延和氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2022年4月1日付で代表取締役社長が次のとおり異動しております。

氏名	新役職名	旧役職名
今山武成	代表取締役社長	代表取締役
井上孝司	代表取締役	代表取締役社長

6. 執行役員の状況

取締役 今山武成および取締役 米田勝己は、専務執行役員を、取締役 當仲信秀および取締役 松下智人は、常務執行役員を兼務しております。

なお、上記以外の執行役員は次のとおりであります。

常務執行役員	市川雅和	製造本部長
常務執行役員	中村敏幸	営業本部長
常務執行役員	村上和繁	経営企画本部長
執行役員	遠藤匡雄	製造本部副本部長
執行役員	西濱義文	管理本部副本部長
執行役員	久世壮平	開発本部副本部長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、当社の取締役、監査役および執行役員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者である当該役員等が、その職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が補填するものであり、1年毎に更新しております。

なお、当該保険契約では、当社が当該役員等に対して損害賠償責任を追及する場合は保険契約の免責事項としており、また、補填する額について限度額を設けることにより、当該役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合しており、代表取締役全員が妥当性を確認していることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針は次のとおりです。

a. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、それぞれの取締役の職務と責任および実績に応じて支給することとしております。

b. 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針

当社は安定した収益の確保を目指し、経常利益を重要な経営指標としていることから、取締役の業績連動報酬についても、当該連結会計年度の経常利益を基準に総合的に勘案して支給総額を算定し、株主総会の決議事項とすることとしております。支給の時期については、株主総会での決議後一定の時期に賞与として支給することとしております。なお、社外取締役については、経営に対する独立性を維持するため、業績連動報酬については支給しておりません。

c. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社は、環境の変化が激しい遊技機業界において、柔軟かつ迅速な対応を優先させるため、中長期の経営計画は公表せず、単年度の経営計画のみ公表していることから、取締役の報酬についても非金銭報酬等のような中長期の業績に連動した報酬制度は導入せず、金銭報酬として基本報酬と単年度の業績に応じた業績連動報酬を支給することとしております。なお、一定額以上の経常利益を確保し、株主総会において決議いただいた報酬限度額の上限に報酬総額が達した場合、基本報酬と業績連動報酬の比率の目安は概ね7：3程度としております。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

各取締役に支給する基本報酬の額および業績への貢献度を踏まえた賞与の額は、報酬基準に基づく原案の作成を管理本部長が行い、代表取締役全員の確認を経て、最終的には取締役会で一任決議を受けた代表取締役会長が決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	587百万円 (7)	587百万円 (7)	－百万円 (－)	8名 (1)
監査役 (うち社外監査役)	32 (16)	32 (16)	－ (－)	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	619 (23)	619 (23)	－ (－)	11 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は経常利益ですが、当事業年度は十分な経常利益を確保することができなかったことから業績連動報酬等を支給いたしません。
3. 取締役の報酬限度額は、2018年6月27日開催の第53回定時株主総会において年額800百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名です。
4. 監査役報酬限度額は、2006年6月27日開催の第41回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
5. 取締役会は、代表取締役会長 松元邦夫に対し各取締役の基本報酬の額および社外取締役を除く各取締役の業績等への貢献度を踏まえた業績連動報酬等の配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の業績等への貢献度を測るのに代表取締役会長が適任であると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に管理本部長が報酬基準に基づく原案を作成し、原案の妥当性等について代表取締役全員が確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役 坪本 浩一郎	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに出席いたしました。主に、公認会計士としての専門的知識と豊富な経験から、取締役会では独立した立場から積極的に意見を述べており、意思決定に対する監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役 川島 育也	当事業年度開催の取締役会18回のうち17回に、また、監査役会18回のうち17回に出席し、主に公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行っております。
社外監査役 水嶋 延和	当事業年度開催の取締役会18回のすべてに、また、監査役会18回のすべてに出席し、金融機関出身者としての専門知識と幅広い見地からの発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第23条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容ならびに当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は法令遵守および倫理尊重（以下「コンプライアンス」）が、企業が存立を継続するために必要不可欠であることを認識するとともに、職務執行上の最重要課題であると位置付け、企業理念に基づく「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を、継続的に啓蒙し、すべての役職員がこれを遵守することを求める。
- ② コンプライアンスに関する総括責任者を管理本部長とし、総務部がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- ③ 当社は、内部監査室を設置し、内部監査室が定期的を実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款および社内諸規定に準拠して適正・妥当かつ合理的なものであるかどうか、また会社の制度・組織・諸規定が適正かつ妥当であるかを調査・検証するものとし、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ④ コンプライアンス上、疑義ある行為などコンプライアンスに関する相談・通報窓口を社内外に複数（社外弁護士を含む）設置し、内部通報制度を運営するものとする。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンス体制の点検を適時実施し、適正な維持に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規定」・「情報管理規定」等に基づき、その保存媒体等に応じて適切・確実に、かつ検索および閲覧可能な状態で定められた期間、保存・管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理に関する総括責任者を管理本部長とし、各部門においては、予見されるリスクの識別と分析を行い、部門ごとのリスク管理体制を明確化し、総務部が全社的なリスクを統括管理する。
- ② 監査役および内部監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役および取締役会に報告する。
- ③ 不測の事態が発生した場合、「緊急事態対策規定」に基づき、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、定例取締役会を原則として月2回開催するほか、必要に応じ、臨時にこれを開催するものとする。
- ② 取締役会は、年次経営計画および中期経営計画を策定し、当社が達成すべき目標を明確化し、各担当取締役より各部門の業務目標に対する進捗状況を定期的に取り締役会で報告させ、目標達成のための対応を随時検討・実施する。

(5) 次に掲げる体制その他の当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制。
- ② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
- ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制。
- ④ 当社子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制。

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規定」に基づき、主要な子会社等について、定期的な事業内容の報告および監査の実施などを含む適切な経営管理を行うとともに、当社と共通認識をもったコンプライアンス体制の構築を図る。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、監査役の職務を補助する使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

なお、監査役補助を兼任する使用人は、監査役の職務を優先して従事する。

(7) 当社の取締役および使用人ならびに当社子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 監査役は、取締役会のほか経営上重要な会議に出席し、取締役から業務執行状況の報告を受ける。
- ② 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役の職務執行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他監査役監査のため求められた事項を当社の監査役に報告する。
- ③ 前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。
- ④ 監査役は、重要な稟議書および報告書等について、閲覧し、必要に応じて内容の説明を受ける。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役は、監査役監査の重要性と有用性を十分に認識し、円滑で効率的な監査役監査を実現するための環境整備を行う。
- ② 代表取締役は監査役と定期的な会合を持ち、会社に対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査役監査の環境整備等について意見を交換する。
- ③ 監査役は、会計監査人と、両者の監査業務の品質および効率を高めるため緊密な連携を図る。
- ④ 内部監査部門である内部監査室ほか法令等遵守を担当する部門は、監査役と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
- ⑤ 監査役会が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の外部有識者を任用することができる。
- ⑥ 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理については、当該監査役の職務の遂行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性確保のための体制

当社は、当社および当社子会社等からなる企業集団の財務報告を適時・適切に行うものとし、その内容の信頼性を確保することを最重要視する。

また、財務報告の信頼性を実現・維持するため、金融商品取引法が規定する内部統制報告制度に適切に対応するものとする。

- ① 財務報告の信頼性を確保するための体制を整備するとともに、その整備・運用状況を定期的に評価し、常に適正に維持する。
- ② 会計処理に関して、会計基準その他関連法令等を遵守し、あわせて「経理規定」をはじめ社内関連諸規定を整備し、遵守するものとする。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的考え方およびその整備状況

- ① 当社および当社子会社は、公共の秩序や安全を脅かす反社会的勢力・団体からの不当な要求を一切排除する。
- ② 当社および当社子会社は、反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨み一切の関係を遮断することを「行動規範」に明文化し、役職員に周知徹底する。
また、取引に際し、反社会的勢力・団体に該当するかの調査などを実施し、未然の防止を図る。

(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ① 内部統制システム
監査役、内部監査室および会計監査人は、定期的に当社の内部統制システムの運用状況や監査結果について協議および意見交換を行い、緊密な連携を図ることにより、内部統制システムの運用状況の向上に努めております。
- ② コンプライアンス体制
企業理念に基づく「行動規範」をより深く理解するため、すべての役職員に「企業倫理ガイド」を配布しております。また、コンプライアンス意識の維持・向上のため、年間スケジュールを組み社内講習を開催したほか、毎週1回、コンプライアンスをテーマとした情報を配信いたしました。内部通報制度については、社内窓口のほか、社外の通報窓口を設置し、不正および不祥事の発生予防と早期発見に努めております。
- ③ リスク管理体制
「リスク管理マニュアル」に基づき、半期ごとに各部門が「リスク管理状況報告書」を作成し、予見されるリスクの識別と分析を行い、適切な対応を行っております。また、取締役会および執行役員会において、具体化する可能性があるリスクを共有し、未然防止策等の課題を検討いたしました。

④ 取締役の職務執行

取締役会においては、重要事項の決定や取締役の業務執行状況の監督等を行っており、当該事業年度中に18回（ほか書面決議6回）開催いたしました。また、社外取締役が適宜忌憚のない意見を述べることで、活発な意見交換がなされており、意思決定および監督の実効性は確保されております。

⑤ 監査役の職務執行

監査役会においては、監査方針や監査計画を協議決定しており、当該事業年度中に18回開催いたしました。監査役は、取締役会などの重要な会議体へ出席し、取締役および執行役員からの業務執行の報告について、適宜助言・問題提起を行い、経営が適正に行われているかの確認や取締役の職務執行の監督を行っております。また、監査役は、稟議書等の重要書類を閲覧するほか、代表取締役・会計監査人との定期的な意見交換、内部監査室が行った監査に関する報告、使用人からのヒアリングなどを通じて、当社の事業内容について理解を深め、監査の実効性を確保しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	31,144	流動負債	6,731
現金及び預金	19,278	買掛金	5,043
受取手形	2,209	未払金	1,063
売掛金	2,965	未払費用	136
有価証券	200	未払法人税等	101
商品及び製品	371	賞与引当金	312
原材料及び貯蔵品	3,800	前受金	7
前渡金	1,650	その他	67
前払費用	112	固定負債	2,045
未収還付法人税	304	繰延税金負債	349
その他の他	387	退職給付に係る負債	752
貸倒引当金	△137	資産除去債務	303
固定資産	14,259	その他	641
有形固定資産	7,938	負債合計	8,777
建物	2,895	純資産の部	
構築物	160	株主資本	35,592
機械及び装置	676	資本金	3,281
車両運搬具	32	資本剰余金	3,228
工具器具備品	1,021	利益剰余金	31,407
土地	3,152	自己株式	△2,324
無形固定資産	503	その他の包括利益累計額	1,033
ソフトウェア	378	その他有価証券評価差額金	980
その他	124	退職給付に係る調整累計額	52
投資その他の資産	5,818	純資産合計	36,626
投資有価証券	2,635	負債・純資産合計	45,404
出資金	123		
繰延税金資産	172		
その他	3,375		
貸倒引当金	△488		
資産合計	45,404		

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		29,606
売上原価		16,496
売上総利益		13,109
販売費及び一般管理費		13,808
営業損失		698
営業外収益		
受取利息及び配当金	61	
受取賃貸料	20	
その他	33	115
営業外費用		
賃貸収入原価	4	
シンジケートローン手数料	10	
その他	0	16
経常損失		599
特別利益		
固定資産売却益	5	
投資有価証券売却益	139	145
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券評価損	0	1
税金等調整前当期純損失		455
法人税、住民税及び事業税	46	
法人税等調整額	1,281	1,328
当期純損失		1,783
親会社株主に帰属する当期純損失		1,783

連結株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	3,281	3,228	34,310	△2,324	38,496
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△1,119		△1,119
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,783		△1,783
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	—	—	△2,903	—	△2,903
当連結会計年度末残高	3,281	3,228	31,407	△2,324	35,592

	その他の包括利益累計額			純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	2,194	142	2,336	40,833
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△1,119
親会社株主に帰属する 当期純損失				△1,783
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△1,213	△89	△1,303	△1,303
当連結会計年度変動額合計	△1,213	△89	△1,303	△4,206
当連結会計年度末残高	980	52	1,033	36,626

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	28,804	流動負債	6,898
現金及び預金	18,340	買掛金	5,045
受取手形	2,055	未払金	1,219
売掛金	2,230	未払費用	136
有価証券	200	未払法人税等	101
商品及び製品	365	賞与引当金	312
原材料及び貯蔵品	3,796	その他	83
前渡金	1,650	固定負債	1,749
その他	299	退職給付引当金	805
貸倒引当金	△134	資産除去債務	303
固定資産	13,057	その他	641
有形固定資産	6,038	負債合計	8,647
建物	2,716	純資産の部	
構築物	162	株主資本	32,232
機械及び装置	364	資本金	3,281
車両運搬具	32	資本剰余金	3,228
工具器具備品	178	資本準備金	3,228
土地	2,584	利益剰余金	28,047
無形固定資産	388	利益準備金	14
ソフトウェア	373	その他利益剰余金	28,032
その他	14	固定資産圧縮積立金	6
投資その他の資産	6,629	別途積立金	35,000
投資有価証券	2,635	繰越利益剰余金	△6,974
出資金	121	自己株式	△2,324
長期前払費用	2,347	評価・換算差額等	980
関係会社長期貸付金	70	その他有価証券評価差額金	980
繰延税金資産	981	純資産合計	33,213
その他	998	負債・純資産合計	41,861
貸倒引当金	△524		
資産合計	41,861		

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		26,415
売上原価		14,317
売 上 総 利 益		12,098
販売費及び一般管理費		12,651
営 業 損 失		553
営業外収益		
受 取 利 息	1	
受 取 配 当 金	59	
有 価 証 券 利 息	0	
受 取 賃 貸 料	119	
そ の 他	40	221
営業外費用		
賃 貸 収 入 原 価	190	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	10	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	10	
そ の 他	0	212
経 常 損 失		544
特別利益		
固 定 資 産 売 却 益	5	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	139	145
特別損失		
固 定 資 産 除 却 損	1	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
減 損 損 失	1,079	1,081
税引前当期純損失		1,480
法人税、住民税及び事業税	240	
法人税等調整額	△500	△260
当期純損失		1,220

株主資本等変動計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金 合計		固定資産 圧縮積立金	その他利益剰余金 別途積立金
2021年4月1日 期首残高	3,281	3,228	3,228	14	6	35,000
事業年度中の変動額						
剰余金の配当						
当期純損失						
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)						
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	—
2022年3月31日 期末残高	3,281	3,228	3,228	14	6	35,000

	株主資本				評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計					
2021年4月1日 期首残高	△4,634	30,386	△2,324	34,572	2,194	2,194	36,766
事業年度中の変動額							
剰余金の配当	△1,119	△1,119		△1,119			△1,119
当期純損失	△1,220	△1,220		△1,220			△1,220
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)					△1,213	△1,213	△1,213
事業年度中の変動額合計	△2,339	△2,339	—	△2,339	△1,213	△1,213	△3,553
2022年3月31日 期末残高	△6,974	28,047	△2,324	32,232	980	980	33,213

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
取締役会 御中

2022年5月25日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 俊 介
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社藤商事の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社藤商事及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

株式会社藤商事
取締役会 御中

2022年5月25日

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 坂 井 俊 介
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 福 竹 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社藤商事の2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所に関して業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

株 式 会 社 藤 商 事	監 査 役 会
常勤監査役	上 垣 内 崇 夫 ㊟
社外監査役	川 島 育 也 ㊟
社外監査役	水 嶋 延 和 ㊟

以 上

(メ モ)

(✕ ㇔)

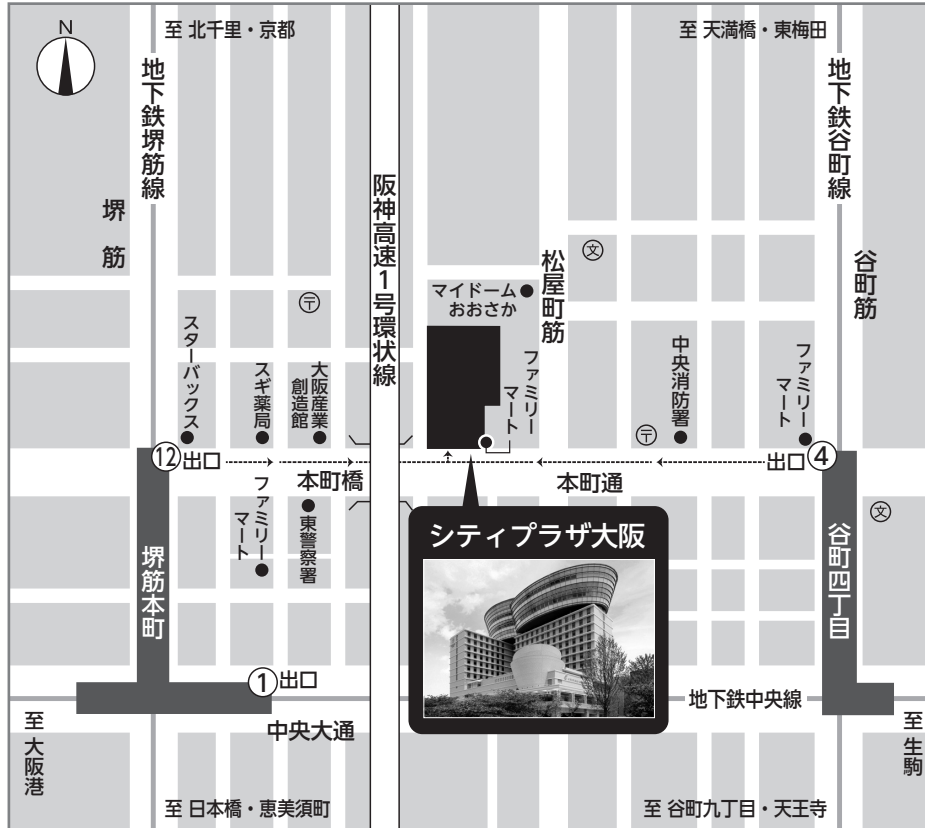
株主総会会場ご案内図

会場

シティプラザ大阪 2階「SYUN ー旬ー」
大阪市中央区本町橋2番31号 TEL 06-6947-7702

交通

地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅 1号、12号出口より徒歩約6分
地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 4号出口より徒歩約7分



当日は駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場は
ご遠慮ください。